

### 3. ドイツ

#### 3-1 銃砲行政の概要

##### 3-1-1 ドイツの銃社会

ドイツでは1976年武器法において銃器に関する規定がなされていたが、時代の変化に伴い新しい法制度の必要性が認識され、2002年に現在の武器法、Waffengesetz（武器法）及びAllgemeine Waffengesetz-Verordnung（一般武器法—武器法施行細則）が制定された。

2002年武器法が制定され、施行(03年4月1日)されるまでの間の02年4月26日、チューリングゲン州エアフルトに所在するギムナジウム（高校）において、卒業直後の19歳の男子生徒が、学校に対する怨恨を理由として、銃器使用許可証を取得したスポーツ射撃用銃を乱射し17人を死傷させる事件が起こった。ドイツ史上最悪の銃乱射事件である。事件に使用された銃器は、生徒（犯人）が合法的に入手したものであり、同事件を受けて青年の銃器所持に関する規制強化の必要性が認識された。そのため、2003年4月1日に施行された2002年武器法では、25歳以下の青年に対し、専門医による精神鑑定診断書の提出が義務付けられたのである。

つまり、2002年に制定され、翌年の施行を待つばかりであった新しい武器法には、銃器犯罪を抑止するという大きな期待が寄せられていたにもかかわらず、制定直後にエアフルトに所在するギムナジウム（高校）銃乱射事件が発生したことから、その施行を待たずして改正しなければならないこととなり、施行日を変更することなく、銃砲行政の透明性向上、不要な事務手続きの軽減、不適格者の排除（銃を持たせない）などを目的として再度の改正が行われたものである。

同改正では、猟銃を入手することが可能な年齢が16歳から18歳に引き上げられた。又、より厳格に銃器を管理するため、①猟銃及びスポーツ射撃用の銃器の入手・所持、②特殊な目的で使用される銃器の公共の場での持ち運びについてそれぞれ許可が必要とし、所持者に対し許可証の携帯を義務付けた。

又、年齢制限の観点では、25歳未満の者については、法律上、精神鑑定を受ける義務が設けられた。

その後、2002年武器法は2008年にも改正されている。ただし2008年の改正は、大幅な改正ではなく、これまで不明確だった事項を明確化するなど、細目に関する変更であった。

2002年のエアフルトでの銃乱射事件以降、特筆すべき銃器犯罪は発生していない。これは各所轄官庁が細かく審査を行っているためと考えられる。デュッセルドルフ警察では郡の警察署からの情報収集に力を入れており、不適格者の早期発見、処置を行っている。又、武器の保管についても法律で細かく規定されていることから、盗難銃器による犯罪を未然に防いでいる<sup>130</sup>。

武器法や一般武器法が制定され、銃器の管理、精神鑑定、銃器を所持できない者に関す

<sup>130</sup> デュッセルドルフ警察ヒアリング

る情報管理などにより、許可を得た銃器による事件・事故は減少している。

一方、ベルギー、スイスに行きさえすれば武器の購入が容易であり、又国境では、入国時、銃器所持の検査を行っていないために、ドイツ国内への銃器の持込が可能な状況となっている。オランダなどから入ってくる銃器の不法所持による犯罪数は、減少していない<sup>131</sup>。



デュッセルドルフ警察署



ノルトラインウェストファーレン州の06年の統計によると、狩猟免許所持者は8万4,000人であり、ドイツの狩猟者のおよそ4分の1が、ノルトラインウェストファーレン州の住民である。又、同州のスポーツ免許所持者は5万7,000人、護身用に銃器の所持が認められている者は129人、職業上銃器の所持が認められている者は1,500人である<sup>132</sup>。

<sup>131</sup> ドイツ心理学アカデミーヒアリング

<sup>132</sup> ノルトラインウェストファーレン州内務省ヒアリング

### 3-1-2 銃砲行政関係法令

連邦法において、国内共通の事項を定め、州法及び市町村の規定で、より具体的な規則を定めている。連邦法は、武器法 (Waffengesetz (WaffG)) と一般武器法 (Allgemeine Waffengesetz-Verordnung (AWaffV)) から構成されており、武器法は、2002 年武器法改正に関する法律によって改正、2003 年 4 月 1 日に施行されている。一般武器法は、2003 年 12 月 1 日に施行、2008 年にも細目が改正されている。

各州では、州ごとに銃器に関して細部規則を設けており、又、市町村では、都市ごとに銃器に関する規定を設けているケースもある。

### 3-1-3 対象となる銃器の種類

#### (1) 銃器の区分

銃器の区分は、猟銃やスポーツ射撃用の銃といった使用目的による区分のほか、銃器の長さによる区分がなされている<sup>133</sup>。

- 短銃 (Kurzwappe) : 銃身 (Laufänge) : 30cm 以下  
全長 (Gesamtlänge) : 60 cm 以下
- 長銃 (Langwappe) : 銃身 (Laufänge) : 30cm 超  
全長 (Gesamtlänge) : 60 cm 超

#### (2) 銃器使用許可証の区分と許可内容<sup>134</sup>

銃器使用許可証の区分は、① 猟銃及びスポーツ射撃用銃器の入手・所持許可証 (銃器所持証) (Waffenbesitzkarte) と② 特殊な目的 (危険に晒されている本人の護身用) で使用される銃器の公共の場での持ち運び許可証 (銃器証) (Waffenschein) に区分される。

##### ① 猟銃及びスポーツ射撃用銃器の入手・所持許可証 (銃器所持証) (Waffenbesitzkarte)

- 銃器を購入・所持することができる。
- 登録されている銃器を使用することができる。
- 自己の所有地内で使用することができる。
- 射撃を行う地域への移動又は修理のための運搬を行うことができるが、移動・運搬時には、銃器が使用不可能な状態となっていなければならない。実包については、銃器とは分離して運搬しなければならない。
- ガス銃、威嚇用の武器、空気銃、スプリング圧力銃、CO2 銃は対象とならない。

許可証のサンプル



出所: デュッセルドルフ警察提供

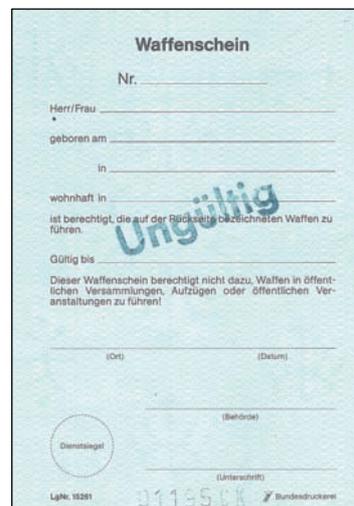
<sup>133</sup> Allgemeine Verwaltungsvorschrift zum Waffengesetz (WaffVwV) 銃器に関する施行規則

<sup>134</sup> 「Landratsamt Roth-Waffenrecht-Allgemeine Informationen」デュッセルドルフ保険局提供

② 特殊な目的に使用される銃器の公共の場での持ち運び許可証（銃器証）（Waffenschein）

公共の場に銃器を携帯すること、例えば、自己の居住住宅あるいは個人の敷地以外の場所において所持することを許可するもの。

許可証のサンプル



出所：デュッセルドルフ警察提供

③ ドイツ版 EU 共通銃器カード

EU 域内では、98 年より共通の銃器カードが採用されており、同カードの所持者は、EU 理事会が規定した 4 つのカテゴリーに分類された銃器の種類を明記した銃器カードを携帯することで、銃器を携行した域内移動が簡便となる仕組みとなっている。ただし、銃器を持ち出す国と持ち込む国の銃砲制度は、必ずしも完全一致するものではないことから、銃器移動の実際については、その都度確認が必要となっている。

銃器証ユーロパス

(BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND)



出所：デュッセルドルフ警察